

信州DX推進コンソーシアム会則

令和4年7月25日制定

(名称)

第1条 本会の名称は、信州DX推進コンソーシアムと称する。

(目的)

第2条 本会は、デジタルトランスフォーメーション(DX)により地域の諸課題を解決し、地域の人々が安心して暮らせる持続可能な地域社会を実現するため、教育機関、国・地方公共団体、企業等の幅広い関係者が相互に連携・協力し、人材育成や、デジタル技術を活用したサービスの創出・実証実験・社会実装に取り組むことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)DX人材育成に係る事業
- (2)地域課題解決に資するDX関連事業
- (3)その他本会の目的を達成するために必要な事業

(本会の構成員)

第4条 本会の目的に賛同して入会した次の法人・団体、自治体及び個人を会員とする。

- (1)法人・団体会員
産学官で連携した地域課題の効果的な解決に資するソリューションを有している法人及び団体(以下「法人等」という。)
- (2)自治体会員
地方公共団体及び地方公共団体を主たる構成員とする団体。
- (3)オブザーバー会員
別途、会長が承認した法人及び団体並びに本学教員

(会員の資格の取得)

第5条 本会の会員になろうとする者は、運営委員会の定めるところにより申込みをし、会員の承認を受けなければならない。

(会費)

第6条 本会の事業活動は会員の自主的な提案と運営による取組に基づく範囲とし、会費は徴収しない。ただし、第34条による分科会の活動の範囲において、分科会設置要領に基づき、分科会運営費の徴収に関する定めを置く場合、この限りではない。

(退会)

第7条 会員は、運営委員会の定めるところにより、退会届を提出することにより退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、運営委員会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 本会則、その他の規則又は總會及び運営委員会の決議に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し、文書で通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の退会届が受理されたとき。
- (2) 第8条の規定により除名されたとき。
- (3) 当該会員たる法人等が解散したとき。
- (4) 当該会員たる法人が破産宣告を受けたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が前条の規定により資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

(反社会的勢力の排除)

第11条 会員は、自己または自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営を実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営を実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 運営委員会は、会員が暴力団員等もしくは第1号各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号の一つにでも該当する行為をし、または第1項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当該会員に何ら催告することなく、退会させることができるものとする。

4 退会させられた当事者は、これによって自らに生じた損害について本会に賠償を請求できず、また、本会に生じた損害を賠償しなければならない。

(総会)

第12条 総会は、会員により構成する。

2 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 運営委員の選任又は解任

(2) 会則の変更

(3) 解散

(4) その他、運営委員会が総会で決議すべきこととして決定した事項

(開催)

第14条 定時総会は、事業年度につき2回とする。臨時総会は必要があるときに開催する。

(招集)

第15条 総会は、運営委員会の決議に基づき会長が招集する。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 総会の決議は、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数の時は、議長の決するところによる。

(議決権の代理執行)

第19条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員は、代理人にその議決権を委任することができる。この場合、総会の出席会員の数に算入する。当該会員又はその代理人は、郵送、電子メール、SNS等の手段により代理権を証明する書面を総会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとに行なければならない。

(議事録)

第20条 総会の議事は、議事録を作成する。

(役員の設定)

第21条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 監事 1名

(監事の選任)

第22条 監事は総会の決議によって選任する。

2 監事は、本会の運営委員を兼ねることができない。

(会長の職務及び権限)

第23条 会長は、総会を構成し、法令及び本会則で定めるところにより、次の各号のとおり、それぞれの職務を執行する。

(1)会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、会長の職務の執行を監査し、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、会長及び運営委員に対して事業の報告を求め、本会の業務状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は再任を妨げない。

(役員解任)

第26条 会長及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 会長及び監事は、無報酬とする。

(運営委員会)

第28条 本会の事業を円滑に推進するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会員に所属するもののうち、総会で決議したものによって構成する。

3 なお、運営委員会のうち1名を運営委員長とする。

(運営委員会の職務及び権限)

第29条 運営委員会は、本会の業務執行にあたり、以下の職務を行う。

(1)活動計画の作成

(2)事業年度ごとの活動報告の作成

(3)本会の目的を達成するために連携する必要がある公的機関との連携

2 第34条による、分科会に対して以下の職務を行う。

(1)設置の承認

(2)統合、分割、廃止

(3)進捗モニタリング、助言

(招集)

第30条 運営委員会は、運営委員長が招集し、議長は運営委員長がこれに当たる。

2 運営委員長が欠けたとき又は運営委員長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した運営委員がこれに当たる。

(決議)

第31条 運営委員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する運営委員を除く運営委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第32条 運営委員が、運営委員会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる運営委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の運営委員会の決議があったものとみなす。ただし、会長が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第33条 運営委員会の議事については、議事録を作成する。

(分科会の設置)

第34条 会員は、別途運営委員会の定める分科会設置要領に基づき、分科会の設置を提案することができる。

2 運営委員会は、会員から分科会の提案を受けた場合、提案が本会の活動の目的の達成に当たって必要なものであり、その運営が本会のガバナンスに対し適切なものであると判断する場合には、その設置を承認しなければならない。

(メンバーの募集)

第35条 分科会の提案者は、前条による設置後、会員に対しメンバーを募集することができる。

(事務局等)

第36条 本会は、事務局を置くことができる。

2 事務局長は、会員の推薦に基づき、運営委員会が選任する。

(事務局の職務及び権限等)

第37条 事務局は、本会の事務処理を行う。

(事業報告)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画)

第39条 本会の事業計画書については、毎事業年度の開始の前日までに、運営委員会が作成し、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告)

第40条 本会の事業報告については、毎事業年度終了後、会長指示のもとで運営委員会が次の書類を作成し、定時総会に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

(会則の変更)

第41条 本会は、総会の決議によってこの会則を変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(知的財産権)

第43条 本会の運営において使用される知的財産(発明、考案、意匠、著作物、商標、アイデア、ノウハウ等。以下、本条において同じ。)の権利は、特段の断りがない場合を除き、その提出者に帰属する。

- 2 本会の運営において提出された知的財産の利用範囲は原則として本会の活動に限る。本会の活動の枠を越えて使用する場合は、当該知的財産の提出者及び運営委員会の事前の書面による承諾を得るものとする。
- 3 分科会運営において提出された知的財産の利用範囲は原則として当該分科会の活動に限る。当該分科会の活動の枠を越えて使用する場合は、当該知的財産の提出者及び運営委員会の事前の書面による承諾を得るものとする。
- 4 分科会等の本会活動を通して新たに生じた知的財産については、当該知的財産の創出に寄与した分科会における議論も踏まえ、運営委員会においてその帰属及び利用方法等について定めるものとする。

(情報公開)

第44条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、秘密とすべき情報を除き、情報公開に努めるものとする。

- 2 前項の情報公開に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(秘密保持)

第45条 本会の活動において秘密とすべき情報の公開範囲及びその取扱いは、当該情報の提供者の意向に基づくものとし、本会及び会員は、善良なる管理者としての注意義務をもって当該情報を厳重に保管、管理するものとする。

- 2 会員は、本会の活動で得たデータ、情報及び資料を、本会及び分科会等の目的以外の目的で使用してはならない。
- 3 会員は、本会の活動で得たデータ、情報及び資料を会員外に開示する場合、運営委員会の承諾を得なければならない。
- 4 前3項に定める秘密保持に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(個人情報の保護)

第46条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 本会の活動に係る個人情報の保護に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第47条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和4年7月25日から施行する。

この会則は、令和6年10月1日から施行する。